

令和3年度 事業計画

令和3年度の日本経済については、新型コロナウイルス感染症拡大が経済先行きに及ぼす影響を踏まえ、依然として厳しい状況にありますが、感染拡大の防止対策を講じる中で、総合経済対策の着実な執行等による持ち直しの動きが期待されています。

雇用情勢については、改正高年齢者雇用安定法が4月から施行され、70歳まで就業機会を確保する努力義務が企業に課せられることとなります。この影響もありシルバー人材センターでは、60歳代の入会者の減少と高齢化が一段と加速され、会員数の減少が懸念されるほか、技能の習得や継承の衰退が大きな課題であります。

一方、国においては、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがい充実、社会参加の促進を通じて地域社会生活の活性化を推進することが掲げられており、地域における多様な就業機会の確保に努めているシルバー人材センターの役割は益々期待されています。

このような中、千葉市シルバー人材センターでは、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の生活の充実と地域社会への貢献のため、第3次基本計画に基づく4つの取り組みである「会員の増強」「就業機会の拡大」「安全就業の推進」「事業推進体制の強化」について、コロナ禍における様々な制約や困難がありますが、引き続きしっかり取り組んで参ります。特に事業推進体制の強化については、今後更に千葉市の高齢化率が上昇することが予想されていることから、地域包括ケアシステムの構築に向けた指定生活援助型訪問サービス事業所を新たに開設します。

令和3年度は、「会員数2,300人」「契約金額10億7千万円」「重篤事故0件」を目標に関係機関並びに市民や企業等のご理解とご協力をいただきながら、会員・役職員一丸となって当センターの発展に努めて参ります。

1 会員の増強

65歳までの継続雇用で働く高齢者の増加や高齢者が活躍する場の多様化などの影響もあり、平成27年(2015)をピークに会員数が減少しており、仕事の依頼がありながら対応できる会員の不足により受注を断るなど、企業等のニーズに的確に対応できないケースもあります。地域社会への期待に応えるためにも会員の確保を最重要課題に位置付け、以下の事項を推進します。

(1) 入会の促進

公共施設や商業施設を利用した出張相談会の回数を増やし入会の促進に努めます。

市政だよりや関係団体広報誌を活用し会員募集記事を掲載するとともに、公共施設等に会員募集チラシ等を配架し会員の確保に努めます。

行政機関や市民団体主体のイベントなどに積極的に参加し、会員がいきいきと活躍している様子を市民にアピールし入会の促進に努めます。

一会員一勧誘運動を促進するほか、年度途中の入会を促進するため会費の減免を行います。

(2) 退会の防止

退会を防止するため、就業相談会を毎月1回開催するとともに、引き続き未就業会員の現況調査を実施し就業機会がないために退会しようとする会員の減少に努めます。

また、機関紙や事務局だよりに安全就業や健康に関する啓発記事を掲載し、怪我や健康を理由に退会する会員の減少に努めます。

(3) 女性会員の活躍の推進

公共施設等に女性会員募集チラシを配布し、女性会員の入会促進を図ります。

女性会員の入会促進や職域拡大のため、引き続き女性会員限定の交流会を行い、女性が興味を示し進んで入会するような魅力のあるセミナーや趣味サークルの開催などの取り組みを検討します。

女性会員が活躍する姿を機関紙に掲載し、就業意欲の向上を図ります。

(4) 会員の自主的活動の支援

会員の自主的活動として、趣味やサークル活動などの情報をホームページや機関紙に掲載して活動状況を発信し、会員による会員同士の自主的活動を促進します。

2 就業機会の拡大

新型コロナウイルス感染症による感染防止を第一に考慮した就業提供に努めるとともに、就業先の状況を確認し安全な就業に努めるほか、適正就業を推進します。

(1) 就業開拓の強化

引き続き、就業機会創出員を配置し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図っている企業・個人発注者への営業を行います。

センターの受注開拓用リーフレットや職種別チラシを作成し、各区役所等の公共施設に配架します。

コロナウィルス感染症の拡大防止の観点から、直接窓口での対面による受付を行わなくても済むように、ホームページからの受注受付を行います。

個人家庭からの受注を獲得するため、会員一人ひとりが営業マンとして口コミ活動等を推進します。

(2) 就業提供の促進

より多くの会員に就業提供を図るため、ホームページ内の受注案内の情報掲載を引き続き行います。

未就業会員の減少を図るため、毎月の就業相談会や年1回の現況調査を実施し、会員の希望に沿った就業提供に努めます。

(3) 適正就業の推進

適正就業ガイドラインの趣旨の徹底を図るため、新入会員に対しては入会説明会でのガイドラインの趣旨説明を行うとともに、新規発注者に対しては、就業機会創出員による説明を行います。

発注者から指揮命令があり、受託事業になじまない就業については、派遣事業や有料職業紹介事業への切り替えを図ります。

会員の就業状況を確認するため、就業機会創出員による発注者への定期的な訪問を行います。

(4) スキルアップの推進

発注者が安心して仕事の依頼ができるように、職群班ごとの技術向上を目的とした講習会を行います。

(5) 独自事業の展開

学習教室及びパソコン教室の受講生を確保するため、市政だよりや地域新聞等に受講生募集の記事を掲載するとともに、受講生の感染防止を考慮した講習を行います。

(6) 地域貢献活動の推進

地域の福祉サービスに貢献するため、高齢世帯などの日常生活をサポートするワンコインサービス事業や家事援助サービス事業について、会員がいない地域への拡大を図ります。

空き家・空き地に係る管理事業の推進を図るため、引き続き千葉市と連携するとともに、広報活動を行います。

3 安全就業の推進

「安全は全てに優先する」を基本として、会員が安全・適正に就業できるよう安全就業委員会を通して、安全管理体制の充実、事故防止体制の強化、新型コロナウイルス感染症対策、健康管理等、会員への安全意識の徹底とその高揚を図ります。

(1) 安全就業の強化

引き続き職群ごとに重点項目を定めた安全パトロールを安全就業委員会で年2回、事務局と安全就業推進員・指導員の3名体制で毎月3回実施します。また、事故発生現場については、担当職員と安全就業推進員で現地調査を行い再発防止に努めます。

草刈り機による石飛ばし事故を最小限に防ぐために、草刈り機講習会でカルマー式やバリカル式の草刈り機の紹介や実演を行います。

80歳以上の植木班会員については、今年度も三脚作業適性試験を行います。

安全就業確保のため、業務担当職員や就業会員が事前に発注先等を訪問し、就業内容や作業環境が適切かどうか確認します。

(2) 安全意識の高揚

事務局だよりや機関紙、ホームページに安全就業規則や交通安全に関する啓発記事を掲載します。

事故を起こしてしまった会員には、年2回実施する再発防止講習会への参加を引き続き義務付けます。

令和2年度から4年度までの安全標語「見落とすな 手慣れた作業に 潜む事故」を全会員へ周知するとともに、会議・講習会の冒頭に参加者全員で唱和し、安全意識の徹底を図ります。

(3) 健康維持の推進

引き続き健康維持や健康診断受診の奨励に関する啓発記事を事務局だよりや機関紙、ホームページなどに掲載し、健康に関する自己管理の推進を図ります。

また、千葉市で実施しているシニアリーダー体操について、転倒や機能低下を防ぐことを目的とした体操の方法を機関紙などに掲載し、会員の健康維持を促進します。

4 事業推進体制の強化

引き続き経費削減に努め適正な事業運営を図るとともに、関係団体との連携を強化します。

(1) 会員組織の充実

職群班内の連携や円滑な業務遂行を図るため、職群班長会議を開催するとともに職群班でマナーや技量の向上等を目的とした講習会や研修会の開催を行います。

会員による自主的組織としての音楽やスポーツのサークル活動を促進します。

(2) 役員・会員委員による事業活動の推進

役員や各種委員会委員には、多方面からの人材活用を図るため、職群班・関係団体から推薦のほか、会員からの意見を組織運営に反映できるよう、会員からの立候補により選任します。

女性会員増強のため、昨年度開催した女性会員による交流会をより充実させます。

(3) 事務局組織の運営

2名の職員の欠員補充を行い事務局体制の安定化を図ります。

多様化する業務を担う職員の資質の向上及び情報交換のため、関係団体等が実施する研修会や講習会に積極的に参加します。

定期的に計画の進行状況を確認するとともに、公益目的事業の着実な実施、公益法人としての運営を常に意識しながら適正な運営に努めます。

(4) 関係団体との連携の強化

新たな事業への対応や既存の事業の充実化のため、政策情報の収集など関係団体との連携を強化します。

(5) 指定生活援助型訪問サービス事業所の設置

人手不足の介護分野における生活支援の職域拡大を図るため、指定生活援助型訪問サービス事業所を10月に開設します。